法務省 第2次回答

| 管                                    | 理番号  | 101 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | その他 |  |  |
|--------------------------------------|--|-----|------|--------------|------|-----|--|--|
| 提案事項(事項名)                            |  |     |      |              |      |     |  |  |
|                                      | 登記所の各種証明発行業務(以後、特定業務)の市の窓口での実施   |     |      |              |      |     |  |  |
| 提案団体                                 |  |     |      |              |      |     |  |  |
| 泛木                                   | 新見市  |     |      |              |      |     |  |  |
| 生                                    |  |     |      |              |      |     |  |  |
| 利及                                   | 度の所管·関係府省<br>  総務省、法務省   |     |      |              |      |     |  |  |
|                                      |  |     |      |              |      |     |  |  |
| 求める措置の具体的内容                          |  |     |      |              |      |     |  |  |
|                                      | 現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以後、公サ法)により、登記所の特定業務は民間業者に限定されている。そのため、自治体が「直接」当該業務を行うことができない。そこで、この法律を改正し、市の窓口で登記所の特定業務が行えるようにしていただきたい。   |     |      |              |      |     |  |  |
| 具体的な支障事例                             |  |     |      |              |      |     |  |  |
|                                      | 平成26年度から2カ年にわたり、法務省へ要望したが、公サ法により包括的民間委託が実施されているため、市が直接、業務をすることはできないという回答であった。市は、公共サービス全般について、市民の平等性に配慮して、効率化を図っている。しかし、民間委託を前提とすると、中小規模の市町村地域では、採算が取れないことが多いため、登記所の各種証明発行業務を民間委託でなければできないということでは、これは住民に対するサービスの提供が明らかに不平等である。さらに、法務省証明サービスセンターが設置されている自治体においても、利用者が減少すれば、サービスセンターは撤去される可能性がある。そうなれば、今以上に負担を抱える住民が増えるのは間違いない。 |     |      |              |      |     |  |  |
| 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) |  |     |      |              |      |     |  |  |
|                                      | 現在、市民の中には片道60kmを超える道のりとなっている者もいるが、市役所で取り扱うことができれば、30 km 程度に抑えられ、大幅に利便性が向上する。また、市が行うことにより、人件費が抑えられ、財政面においても国の負担は減ると考えられる。さらに、市の窓口で証明発行が可能となれば、他業務とのワンストップサービスが可能となり、市民と一体となった行財政運営がさらに発展する。   |     |      |              |      |     |  |  |
| 根拠法令等                                |  |     |      |              |      |     |  |  |
|                                      | 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2  |     |      |              |      |     |  |  |
| 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)      |  |     |      |              |      |     |  |  |
|                                      | _  |     |      |              |      |     |  |  |
| ſ                                    |  |     |      |              |      |     |  |  |
|                                      | _  |     |      |              |      |     |  |  |

各府省からの第1次回答

法務省は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律を所管していないため、同法の改正についてお

## 答えする立場にない。

なお、法務省においては、平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)を踏まえ、登記事項証明書等の交付に関する住民サービスを改善する方策として、同法に基づく民間委託により登記事項証明書等の交付事務を実施する民間事業者が、希望する地方公共団体の地域において、当該地方公共団体の協力の下、法務局証明サービスセンターを設置・運営することを提案しており、このスキームの活用について検討いただきたい。

# 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省からは、スキームを示していただいているところであるが、このスキームでは、機器の設置費や保守料等で年約500万円、人件費として年約200万円程度の本市負担が発生することとなる。登記事項証明書等の交付事務は本来、国の業務であるため、本業務を行う上での費用は国が負担するべきである。

貴省は公サ法の所管ではないため、同法の改正等について回答できる立場ではないのは承知しているが、今後、同法の改正がなされることになれば、不動産登記法や商号登記法等の改正が必要になると想定されるので、その際には迅速に対応願いたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

登記事項証明書の交付事務に係る国と地方の役割分担を踏まえた検討が必要である。

## 各府省からの第2次回答

法務局証明サービスセンターの設置の要否については、国費を投入するに足る行政需要の有無を判定するための設置基準に基づいて判断しており、同基準を満たさない地域におけるサービスセンターの運営費を国が負担することはできない。

法務省 第2次回答

管理番号

173

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

## 提案事項(事項名)

所有者等が不存在の空家等の跡地処分における手続きの簡素化

#### 提案団体

兵庫県、洲本市、和歌山県、徳島県、堺市

## 制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

所有者等が不存在の空家等を略式代執行した際の跡地処分について、略式代執行を行う際に不動産登記簿 情報等による特定や相当の期限を定め公告を行うことから、相続人不存在とみなし、相続財産管理人を選任す ることなく、国又は略式代執行を行った地方公共団体に帰属できるよう、略式代執行後の跡地処分について空 家等対策特別措置法に規定すること。

#### 具体的な支障事例

#### 【現状】

相続人の不存在等により空家の所有者を確知できない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第 14 条第 10 項の規定に基づき、当該空家を略式代執行により除却することができる。一方、空家等対策特別措置法における「空家等」の定義には、建物の敷地も含まれているにも関わらず、略式代執行を行った後の跡地処分についての規定がない。そのため民法第 951 条から第 959 条までの規定に従い、相続財産管理人の選任を申し立て、特別縁故者等の捜索の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に服することになる。

## 【支障事例】

少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分に当たって、相続 財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの 期間が長期に及ぶこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。

洲本市では、危険な空家の略式代執行を行う予定だが、跡地処分については相続財産管理人の選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することから二の足を踏んでいる。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

相続財産管理人制度にとらわれない円滑な相続財産の国又は略式代執行を行った地方公共団体への帰属手続を確立することにより、空家除却後の跡地の適正管理や有効利用に資するものである。

## 根拠法令等

民法第 239 条第2項(無主物の帰属)

民法第 959 条(残余財産の国庫への帰属)

(空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 10 項(略式代執行))

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

- 高齢化の進展、人口減少に伴い、本市においても相続放棄され、所有者不存在となる土地、家屋が増加しつつある。相続放棄され所有者不存在となった土地家屋は、安定した税収が見込める固定資産税にも深刻な影響を与え続けることとなり、早急に対処する必要があるが、現行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応への支障となっている。所有者不存在となった相続財産の簡易的帰属手続を確立することで、資産価値を失いつつある財産の有効活用が図られる。
- 〇 所有者等が不在の空家について、相続財産管理人制度を利用し、建物及び跡地処分を行った事例あり。弁護士との調整、跡地の処分等の問題を解決するのに相当の時間がかかった。跡地の購入者が見つかったため解決に至ったが、見つからない場合等は同様の支障が生じる恐れがある。
- 所有者が不明であっても倒壊等のおそれがある場合等には、市として略式代執行せざるを得ないことがあり得るが、危険な建物を取り壊したあとにも、当該土地の所有者不明の問題は残り、土地利用について滞ってしまう。これに対し、別途、相続財産管理人制度等によりこれを解決するのではなく、関連する問題として、空家等対策特別措置法により、当該地を地方公共団体等へ帰属できるようにするなど、跡地問題も含めた制度改正を求める。
- 〇 本市の事例は、2軒長屋の1軒が法定相続人のいない空家となっており、現在は管理不良な状態にはなっていない。また長屋で1件は居住者がいるため、特別措置法の対象とはならず、本市の条例に基づいて処置を行っているが、状態の変化を定期的に確認する事しか出来ない状態である。その上で、特別措置法や条例以外の法による措置を考えた場合、民法に基づき、相続財産管理人を選任の上、国庫帰属の手続きを取る事となるが、隣家と切り離して戸建を建設する事は土地の面積を考慮すれば、困難であり、実際問題としては国庫帰属も難しいと思われる。このような場合で、隣家の所有者が購入の意思がある場合や、地元での集会所利用などの意向がある場合は、地方自治体へ帰属し、処置を行う方が有効な場合があると考える。
- 〇 本市においても、所有者が失踪し、行方不明になっている危険空き家の対応に苦慮している案件があるほか、現在、指導を継続している危険空き家の中には、現所有者に相続人となる者がいない物件も存在している。今後、このように所有者等が存在しない危険空き家が増加し、必然的に略式代執行に至る案件も増えていくことが想定されるが、除却後の跡地の処分について、財産管理人制度では、その費用負担や財産管理期間の長期化などの課題があり、市が直接かつ容易に危険空き家を除却することが困難になる一因となっている。このため、略式代執行後の跡地について、財産管理人を選任することなく、国又は当該略式代執行を行った地方公共団体に帰属させることができるよう空家等対策の推進に関する特別措置法に規定することを求める。
- 例えば、土地と建物の所有者が異なる場合も考えられるため、様々な状況を想定した上で規定することが望ましい。
- 〇 所有者を特定できずに、措置できない。また、市で代執行するにも請求先がなく、税金からの持ち出しとなるため市の負担になるため、対応できずにいる。相続人の全てが放棄の意思表示をしている案件が既に発生しており、その対応に苦慮している。建物が除去できたとしても土地の処分に時間と費用がかかる状態では、除去等の執行を決断する際に支障にとなる。
- 〇 所有者等が不在の空家について、相続財産管理人制度を利用し、建物及び跡地処分を行った事例あり。弁護士との調整、跡地の処分等の問題を解決するのに相当の時間がかかった。跡地の購入者が見つかったため解決に至ったが、見つからない場合等は同様の支障が生じる恐れがある。

#### 各府省からの第1次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づき略式代執行を行う際に所有者等の調査や公告を行うことは、特定空家である建築物を除却する場合において、当該建築物の所有者等に対して命令するために行われる手続であり、当該特定空家の敷地について行われた手続ではない。

空家法に基づく略式代執行により特定空家である建築物を除却した後の敷地に係る所有権を、何らの手続を経ることなく一方的に国又は略式代執行を行った市町村に帰属させることは、個人の財産権を侵害するものとなるので対応は困難である。

# 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、空家法上「空家等」の定義には建物の敷地も含まれていることから、同法に基づく略式代執行の際に、敷地も含め公告をすることで、相続財産管理人制度における公告の手続を代用することができないかというものである。

相続財産管理人制度の手続きの代用が困難であれば、略式代執行後の跡地の所有権を持つ者を市町村長が確知できない場合には、市町村長から国に申出することで、検察官の請求により利害関係人を立てるなど、市町村に負担とならない手続について検討していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

\_

# 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 10 項に基づく略式代執行に伴う公告と、民法に規定する相続財産管理人制度に係る各種公告とはその目的、内容や主体を異にするものであり、手続を代用させることは困難である。

また、「検察官の請求により利害関係人を立てる」との趣旨は必ずしも明らかではないが、相続財産管理人の選任を申し立てる意思のない利害関係人に選任申立てを強制する制度の創設を要望する趣旨であるとすれば、私的自治の原則に反するものであり、対応は困難である。

法務省 第2次回答

管理番号

253

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

## 提案事項(事項名)

区画整理事業における筆界特定制度の活用に関する規制緩和

## 提案団体

豊田市

## 制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

区画整理法における換地処分に関して、特例として自治体を筆界特定制度の申請人とできるよう申請人の範囲を広げ、制度を活用しやすくする。

## 具体的な支障事例

区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分ができないケースがある。

境界確定については、不動産登記法の筆界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で解決を図りたいが、同法第 131 条の規定により、筆界特定の申請人は、登記名義人に限られ、区画整理の施行者である市は申請人になり得ない。

そこで区画整理法 107 条第4項の特例として、区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

区画整理事業において筆界確定の必要となった事案に対し、筆界特定制度を活用することで、境界のトラブル解決できる。その結果、換地処分、登記を円滑に進め、事業の進捗を図ることができる。

### 根拠法令等

区画整理法第 107 条

不動産登記法第 131 条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

小山市、埼玉県、日高市

○ 境界立会に非協力者がいる場合、その隣接所有者の境界も確定しない。そのため、協力的な隣接地権者の用地買収も行えない現状である。

現在、筆界特定を申請できる者は、土地の所有権登記名義人等に限られている。土地の所有権登記名義人等から、申請費用の負担を含めた協力がなければ制度の活用が図れない。このため、公共事業においては、公共事業施行者が筆界特定を申請可能とすることにより、制度の促進、円滑な道路管理、公共事業の進捗を図ることができる。

○ 組合施行の区画整理事業において、区画整理事業の地区界にかかる土地所有者が境界立会いに応じない

ため、地区界が確定出来ず、今後予定される換地処分に支障を来すことが想定されるケースがある。これらの地区界について、筆界特定制度を活用し、確定させていきたいが、筆界特定制度の申請人は登記名義人等に限られ、区画整理事業の施行者である組合が申請人になり得ない状況である。そこで、土地区画整理法第 107条第4項の特例として、組合施行における区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、組合や自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。

## 各府省からの第1次回答

筆界特定制度では、隣接する土地の一方の所有権登記名義人等からの申請が可能であることから(不動産登記法(平成16年法律第123号)第131条第1項)、非協力でない土地の所有権登記名義人等から申請してもらうことが可能である。また、隣接地の所有権登記名義人等の立会の協力が得られなくても、筆界を特定することは可能であるから、現行制度においても一定の事案については対応することができている。

なお、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)等に基づき、復興整備事業の実施主体に筆界特定の申請権限が付与されている。これは、本来は、筆界特定により利益を受ける土地の所有権登記名義人等が申請人として手数料を納める仕組みであるところ、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るという基本理念の下、当該事業の実施主体が手数料を納付して申請を行うことを特別の措置として認めているものである。

上記のように現行制度でも一定の対応ができており、復興整備事業においてその実施主体に申請権限が認められた趣旨に鑑みると、区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度においても、一定の対応ができているのは、ご指摘のとおりと考えるが、区画整理事業そのものには協力的な土地所有権登記名義人であっても、筆界が未確定であることに実害のない状況で、応諾のない隣接地の所有権登記名義人等と個人としての係争は避けたいとの心理もあり、筆界特定制度を利用してもらえない現状がある。それにより境界を特定することができず、区画整理事業そのものの停滞につながっている。

区画整理事業など公共性の高い事業については、自治体(原因者)が筆界特定制度の申請者となりうるよう特例を設けることで、公共事業の停滞を回避し、円滑な進捗を図り、筆界特定制度の活用範囲の拡大につながるものと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

#### 【小山市】

現筆界特定制度は、隣接する土地の一方の所有権登記名義人等からの申請が可能であることから、非協力でない土地の所有権登記名義人等から申請してもらうことが可能である。しかし、当市における組合のケースは、特定したい筆界に隣接する土地の所有権登記名義人等が両方とも非協力者(同一人物)であるため、申請も叶わず苦慮しているところである。(現行制度では対応できない)

こうしたケースにおいても筆界特定制度を活用できるよう、区画整理事業の施行者である組合や自治体を申請人とできる特例を定めていただきたく考えているので、引き続き特例の制定に向けた検討の方お願いしたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

## 各府省からの第2次回答

個人の財産である土地の筆界を当該土地の所有者の意向によらず, 行政が画することについては, 慎重な検討を要するものと考えられる。

土地区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業 (地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。

法務省 第2次回答

管理番号

270

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

## 提案事項(事項名)

戸籍事務の窓口業務における「公権力の行使」に当たる業務の取扱いの見直し

## 提案団体

特別区長会

## 制度の所管・関係府省

総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

戸籍事務の窓口業務に関して、真に自治体職員が行わなければならない業務の範囲を明確にするとともに、 民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について、実務を鑑みて、その取扱いの見直し・拡大を検討すること

## 具体的な支障事例

当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者に委託を実施し、先進的な公共サービス改革を推進しているが、東京法務局の平成26年現地調査において、一部の業務内容について改善を求められた。

また、窓口業務等の外部委託にあたり、委託可能な業務の範囲は各省庁から示されているが、その範囲が明確でないことから、例えば、

- ①審査決定に係る定型的な入力、押印に関しても公権力の行使と見なされるおそれがあるため、ボタンの押下や押印といった作業的な単純業務も自治体職員が行う
- ②書類不備や記載事項が不十分な申請者に対し、書類の追完や記載の修正がない場合、受理できない旨を伝えただけでも、事実上の不受理処分に該当すると見なされるおそれがあるため職員が行うなどの措置を図っている。

その結果、業務の細分化を行わざるを得なくなっており、効率的な業務運営に支障が生じている。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自治体職員が行わなければならない業務と、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲が明確になることで、適切な役割分担に基づいた、効率的な業務運営が可能となる。

## 根拠法令等

戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(平成 25 年3月 28 日付法務省民一第 317 号 法務省民事局民事第一課長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

小山市、安曇野市、豊田市、津市、久留米市、五島市

〇戸籍業務に関しては「審査入力の確定ボタンの押下」「証明書の全件確認」等、あらゆる業務において、部分的に自治体職員が関与すべきとされている。当市においては、民間事業者への委託は検討中の段階であるが、

こうした拘束のために、戸籍業務の委託は実務上困難と考えている実情がある。自治体職員と民間事業者の業務分担を、現実的かつ効率的に切り分けのできるレベルでの指針が示されなければ、民間事業者への委託は実質的に困難と言わざるを得ない。

## 各府省からの第1次回答

戸籍事務において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲については、平成 25 年3月 28 日付け法務省民一第 317 号民事局民事第一課長通知及び同 27 年3月 31 日付け補佐官事務連絡に示しているとおり、事実上の行為又は補助的行為は民間事業者に対して委託することができるが、市区町村長の判断が必要となる業務は委託することができない。つまり、戸籍事務において、法令・通達等(マニュアルを含む。以下同じ。)に照らして処理の基準が明白な業務は、裁量的な判断を前提とせず、市区町村長の判断を要しない事実上の行為又は補助的行為であるから、委託することが可能であるが、法令・通達等に照らして処理の基準が明白でない業務は、裁量的な判断を前提とし、市区町村長の判断が必要となる業務であるから、委託することができない。

したがって、戸籍事務における届書入力や法令・通達等に照らして明白な請求書の記載の遺漏、添付書面の 不足等を発見し、その旨を現に請求の任に当たっている者に指摘することは、それ自体は事実上の行為又は補助的行為にすぎないから、基本的に民間事業者に委託することができるものと考えられる。

支障事例①については、戸籍情報システムにおいて、事務処理の適正化・迅速化のため、入力された個々の届出事項について、入力すべき事項として適当であること及び相互の事項に矛盾がないことを点検するとともに、受理要件を審査し、当該事項が不適当な場合若しくは矛盾する場合又は法令に適合していない場合は、その旨を表示する機能(自動審査機能)が備えられているところ、届書の記載と入力内容の突合を行い、届出の受理要件を審査し、処分決定を行うことは、市区町村長の判断が必要となる業務であって、市区町村の職員が行うべきである。他方、届書入力作業については、市区町村の職員が処分決定を行う前に、システム上の自動審査結果の表示を一覧的に確認することができるようにするなど、事務処理工程を工夫することができれば、ボタンの押下を含む入力作業全般を民間事業者に委託することは可能と考える。

また、事例②については、民間事業者が請求書の記載に遺漏があることや、添付書面の不足等を理由として 当該請求書等を返戻することは、本来、市区町村の職員が判断して行うべき不交付処分を民間事業者が実質 的に行ったものと評価されかねないことから、民間事業者に委託することは困難と考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

総務省より通知は発出済みであるが、例えば「戸籍の届出 1 戸籍の各届出の受付に関する業務ー届出人の確認、届出書の記載事項及び添付書類の確認」は、通知では民間事業者の取扱いが可能な業務とされているものの、現場での判断に誤りがあったとして是正を求められた。

現場の実態に即した委託範囲を自治体に明示する必要があると考えており、総務省は、各担当省との調整、働きかけ及びとりまとめ等、その中心的な役割を果たすべきと考える。

平成 27 年6月4日「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成 27 年6月4日内閣府公共サービス改革推進室)において、民間事業者の取扱いが可能な業務が明示されている。

しかし、例えば「戸籍の届出 1 戸籍の各届出の受付に関する業務ー届出人の確認、届出書の記載事項及び添付書類の確認」は、民間事業者の取扱いが可能な業務とされているものの、現場での判断に誤りがあったとして是正を求められた。このため法務省は、現場の実態に即した委託範囲を自治体に明示する必要がある。

また、法務省の第一次回答のとおりに戸籍事務の窓口業務の民間委託を実施する限り、実際は業務の細分化を行わざるを得なくなり、効率的な業務運営に支障が生じてしまう。

公権力の行使とみなされている業務のうち支障事例にある確認等の業務は、民間の受付業務と大きく相違するとは考えられないため、法務省は、民間事業者でも対応可能な業務とする措置や基準設定を講ずるべきと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

## 各府省からの第2次回答

地方自治体における窓口業務の適正な民間委託の実施を効果的に進める取組については、総務省において、取りまとめを行っているものと承知している。

戸籍事務においては、法令・通達等(マニュアルを含む。以下同じ。)に照らして処理の基準が明白な業務は、裁量的な判断を前提とせず、市区町村長の判断を要しない事実上の行為又は補助的行為であるから、委託することが可能であるが、処理の基準が明白でない業務は、裁量的な判断を前提とし、市区町村長の判断が必要となる業務であるから、委託することはできないものと考えている。

なお、全国一律の業務が求められる戸籍事務においては、基本的な業務及び判断結果の均一性が求められるものの、業務効率を考慮した場合に細分化した各業務の順序やその位置付けは、各市区町村において異なることが考えられる。このような場合において全てをマニュアル化することは困難であるので、最終的には戸籍法第3条第2項に規定する管轄する法務局又は地方法務局に相談することが必要になるものと考えられる。

法務省 第2次回答

管理番号

286

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

## 提案事項(事項名)

保育士登録の取り消しに係る国関係機関からの円滑な情報提供

#### 提案団体

広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県

## 制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

児童福祉法第 18 条の 19 等の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者等については、保育士登録を取り消し、その者に通知の上、保育士登録証を返納させることとなっている。

しかし、刑の確定情報が速やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取り消し等の事務ができない。 このため、国の関係機関からの円滑な情報提供に係る仕組みの構築を求める。

#### 具体的な支障事例

#### 【支障事例】

平成 28 年1月に、本県の保育士登録者が逮捕される事案が発生した。今後、起訴され、裁判により刑が確定すれば、保育士登録を取り消す必要があるため、逮捕後の進捗状況について情報収集を行ったが、個人情報保護を理由に情報を入手できない状況が続いている。

本県においては、起訴前であるため、現在は県警に情報提供を求めている段階であるが、過去に同様の案件が発生した他県においては、裁判所からの情報提供も受けれらなかった事例があると聞いている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

#### 【制度改正の必要性】

刑の確定情報が速やかに得られなければ、保育士登録の取り消し等を適切に実施できないため、各都道府県の保育士登録情報を国の関係機関と共有し、児童福祉法第 18 条の5第2号及び第3号に規定する刑が確定した場合に速やかに該当都道府県に情報提供するなど、国の関係機関からの円滑な情報提供が可能となる仕組みを構築することを求める。

### 根拠法令等

児童福祉法第 18 条の5及び 19

児童福祉法施行令第 19 条

児童福祉法施行規則第6条の35

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

神奈川県、鳥取県、徳島県

〇同様の事例があったが、裁判所や検察庁からは刑に関する情報や書類がもらえず、取消し対象者から直接、

刑が分かる書類をもらったことがあり、保育士資格の取消し事務に支障を生じたことがある。

〇保育士登録にあたっては、指定保育士養成施設を卒業した場合には申請時点の住所地の都道府県、保育士試験に合格した場合には合格通知書を交付した都道府県が登録申請先の都道府県と定められている。一方、登録後の保育士は全国で保育に携わることができることから、資格取得後の居住地等は、必ずしも保育士登録を行った都道府県とは限らず、他府県において欠格事由に該当することとなった保育士の情報の把握は困難な一面もある。

〇本県でも、登録を取消さなければならない者について、関係機関から情報が得られていれば速やかに登録を 取消すことができていた事例があった。関係機関との情報共有の仕組みを作ることは大変有意義であると考え る。

#### 各府省からの第1次回答

前科及び犯罪経歴(以下「前科等」という。)は、人の名誉、信用に直接関わる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する。前科等を検察庁において把握しているのは、裁判、検察事務の適正な運営に資するためであって、他の目的に使用した場合、前記利益を侵害し、人権上の問題を惹起することにもなりかねないため、みだりにこれを他の目的のために使用すべきではない。また、市区町村が作成する犯罪人名簿を利用した身分証明事務は、地方自治法により市区町村の事務とされているのであるから、法令上の欠格事由の調査のための照会等は市区町村に対して行われるべきである。以上のとおり、本提案に対し法務省として応じることはできない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育士登録の取消しは、児童福祉法に基づき行わなければならないものであり、この取消しのためには前科等 の情報を提供することは、みだりに他の目的のために使用するものとは言えない。

また、前科等の情報を公開するわけではないのため、法律上の保護に値する利益を侵害するものでもなければ、人権上の問題を惹起することにもならないと考える。

よって、提案に応じることは可能と考える。

また、仮に法務省からの情報提供が困難な場合においても、児童福祉法を所管する厚生労働省において前科等を把握し、全ての都道府県において速やかに保育士登録の取消しが可能となるような仕組みを構築すべきと考える。

なお、市区町村から情報を得ることとした場合、各都道府県は、保育士登録をしている保育士の本籍地の市区町村に対し、該当の保育士が犯罪人名簿に記載された場合に情報提供してもらうよう、依頼・調整しなければならない。これを全ての都道府県が個別に行うのは、あまりにも非効率的であるため、現実的ではないと考える。

| 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見続 | 解 |
|-------------------------------|---|
|                               |   |
|                               |   |
|                               |   |

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 各府省からの第2次回答

前回お答えしたとおり、法務省として応じることはできない。

保育士資格に限らず、一定の前科を欠格事由としている資格は多数存在するが、検察庁において把握している前科等を裁判、検察事務の適正な運営に資する以外の目的のために使用すべきではないこと及び身分証明事務は市区町村において行われるべきであることは前回お答えしたとおりである。

法務省 第2次回答

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

## 提案事項(事項名)

死亡した生活保護受給者の遺留金品の生活保護債権への充当

## 提案団体

千葉市

# 制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

死亡した生活保護受給者の遺留金品を、生活保護債権(生活保護費として支給したものに対する戻入金・法第63条返還金・法第78条徴収金)へ充当することができるよう、生活保護法第76条第2項に「第1項の保護費に充てても、なお遺留金品に残余が生じた場合は、これを死亡した被保護者に対する生活保護債権に充てることができる」ことを加え、従来の第2項を第3項とした上で、「前項の費用」を「前2項の費用及び生活保護債権」に改正すること。

# 具体的な支障事例

相続人がいないか明らかでない生活保護受給者が死亡し、自治体が遺留金品を管理することとなる場合、当該遺留金品は生活保護法第76条第1項の規定により、死亡後に支給される保護費(葬祭扶助費)にのみ充てることができ、なお残余が生じたときは、生活保護法施行規則第22条第2項の規定により、家庭裁判所に対し相続財産管理人の選任を申立てることとなる。

一般に、単身の生活保護受給者が死亡した場合、死亡月に前渡した扶助費のうち、廃止日以降月末までの扶助費を日割計算し、過扶助戻入金として相続人に請求する債権が生じる(自治体の債権)。

このような中で、自治体が有する死亡した生活保護受給者に対しての債権は少額であることが多いにもかかわらず、相続財産管理人の選任には高額な予納金が必要となるため、債権者である自治体は、法令上定められた手続きを行うことで、結果的に債権額以上の費用を負担することとなり、費用対効果の面から相続財産管理人選任の申立てに消極的にならざるをえない状況になっている。

また、遺留財産には金融機関の口座に預貯金があることも多く、自治体による預貯金の払戻しが受けられず、そのまま休眠口座となってしまう現状もある。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自治体の適切な債権保全が図れるとともに、遺留金品や残余財産の取扱いについての事務負担軽減を図ることができるものである。

また、残余財産については検察官の請求により速やかに手続きが行われることで、最終的に国庫に帰属できることが可能となる。

なお、一般に遺留財産は生活保護費によって形成されたものであり、生活保護債権に優先して充当することは、他債権者を害するものではない。

#### 根拠法令等

生活保護法第76条

生活保護法施行規則第22条

#### 【参考】

厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第13の2 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」問13-10

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、鹿角市、川越市、秩父市、名古屋市、春日井市、豊田市、城陽市、堺市、茨木市、寝屋川市、加古川市、大村市、雲仙市

〇単身の生活保護受給者が死亡した場合、死亡月分の扶助費のうち、廃止日以降月末までの扶助費を日割計算し、戻入金として相続人に請求する債権が生じるが、自治体が有する死亡した生活保護受給者に対しての債権は少額であることが多く、相続財産管理人の選任には高額な予納金が必要となるため、債権者である自治体は、法令上定められた手続きを行うことで、結果的に債権額以上の費用を負担することとなり、費用対効果の面から相続財産管理人選任の申立てに消極的にならざるをえない状況になっている。また、遺留財産には金融機関の口座に預貯金があることも多く、自治体による預貯金の払戻しが受けられず、そのまま休眠口座となってしまう現状もあるため、改正により自治体の適切な債権保全が図れるとともに、遺留金品や残余財産の取扱いについての事務負担軽減を図ることができる。

〇相続人がいないか明らかでない被保護者が死亡した場合、墓地埋葬等に関する法律に基づき、葬祭を執り行う。このとき、遺留金品のうち現金であれば、当該費用に即座に充てることはできるが、金融機関に預けている預貯金であれば、後ほど明らかになった相続人又は選任された相続財産管理人から当該費用を弁償してもらうまで数年におよぶ恐れがある。また、本市が繰替支弁した費用に係る県負担金の償還も同様に遅れることになる。また、遺留金品を死亡した被保護者の葬祭費用に充て残余金があったとしても、これを被保護者に対する戻入金等の生活保護債権に充てることは現状できず、明らかになった相続人又は相続財産管理人に引き渡した上で納付してもらうことになる。なお、相続財産管理人の選任には多額の費用を必要とするため、法令上定められた手続きを行うことで、結果的に債権額以上の費用を負担しなければならない恐れもある。本市としては、事務の効率化、事務負担の軽減及び債権の早期回収を図るため、葬祭費用及び生活保護債権に充てる場合に限り、死亡した被保護者の預貯金の払戻しを簡便に受けることができる制度改正を望むものである。

〇現在の規定では、遺留金や預貯金があっても葬祭扶助費にしか充当できず、返還金や戻入金などに充てることができないため、債権の回収に苦慮している。また相続財産管理人の選任には高額な予納金が必要であり、 債権額以上の負担をすることとなる。

〇当市においても、死亡廃止となった後の戻入金・法第 63 条返還金・法第 78 条徴収金について、相続人が明らかでない場合や疎遠や遠方であるため、必要な処理が行えず未納分が滞納となっている。また、相続財産管理人の選定を行う場合でも、累積金が少額等の理由により、裁判所等との調整が必要となり速やかな処理ができない事案も発生している。また、選定手続きについても、担当ケースワーカーが行うことになるため負担が大きく、特に職員数が少ない自治体では手続きの停滞が懸念される。提案事項は、死亡廃止した生活保護受給者の遺留金品を生活保護債権へ充当することにより、未収債権の改善に寄与するものと考えられる。

〇本市においても、相続人がいないか明らかでない生活保護受給者が死亡した場合に、前渡した扶助費の戻入金や生前に発生していた法第 63 条による返還金等の債権が残るケースが多くみられる。慰留金品等を葬祭扶助費に充当した後も残余がある場合には、遺留金品等の管理業務と債権管理業務を継続しなければならない。残余財産を生活保護債権に充てることが可能となれば、債務の保全とともに事務の軽減につながると考える。

〇遺留品や残余財産の取扱いについて、債権に充てるためには、過大な事務量、時間、予算が必要とされる。 生活保護債権は速やかに国庫に帰属されることが必要なことから、改正の必要があると思われる。

〇死亡した被保護者の口座からの払い戻しについて、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)には、被保護者の葬祭に要する実費さえも、応じてもらえていない。結果として、被保護者の遺留金品があるにも関わらず、葬祭扶助を支給することになる。厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第13の問2について、民間金融機関に対し改めて徹底していただきたい。提案市と同意見である。

# 各府省からの第1次回答

死亡した被保護者の遺留金品については、当該被保護者の財産の一部であり、一般的な相続財産として民法 上の規定に沿って処理されるものである。

ただし、死亡した被保護者の葬祭については、死亡後にその者が必要とするものであることから、葬祭を行う者に対して葬祭扶助を給付するとともに、生活保護法第76条第1項にて、遺留金品による充当が例外的に認め

られているところである。

したがって、葬祭扶助へ充当後なお遺留金品に残余がある場合については、生活保護制度において特別な取り扱いを定めることはできず、地方公共団体が持つ生活保護債権(生活保護費の戻入金、法第 63 条による返還金、法第 78 条による徴収金)についても、民法に定められた手続きにより行使されるものと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省回答のとおり、死亡した被保護者の遺留金品は、当該被保護者の財産の一部であって、一般的な相続財産として民法上の規定に沿って処理されるものであるが、死亡した被保護者の葬祭については、葬祭扶助を給付するとともに、生活保護法第76条において、遺留金品による充当及び先取特権が認められているところである。

このことは、民法第306条第3号及び第309条において、一般の先取特権として「葬式費用」が認められていることから、生活保護法においても特別の規定を設けているものであると考えられる。

回答では、葬祭扶助へ充当後なお遺留金品に残余がある場合については、生活保護制度において特別な取り扱いを定めることはできないとされているが、民法第306条第4号及び第310条において、一般の先取特権として「日用品供給」の先取特権が認められていることからも、支障事例の生活保護債権(生活保護費として支給したものに対する戻入金・法第63条返還金・法第78条徴収金)への充当ができるよう、特別法である生活保護法に特別な取り扱いを定めることを求めているものであり、実現可能なものであると考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国知事会】

遺留財産の原資は、生活保護費だけに限定されないなど、課題が多いことから慎重な検討が必要である。

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 各府省からの第2次回答

「葬式費用」及び「日用品費」の先取特権(民法第309条,第310条)は、貧困者が葬式を営んだり生活に必要な物品を購入したりすることができるようにするという債務者保護の趣旨をも含む規定であり、御指摘のような生活保護債権への充当に関する特別な取扱いを定めることの根拠とはならない。

また、他の一般債権者(このような者の中には、被保護者に生活資金を貸し付けたような者も想定される。)との均衡という意味からも、葬祭扶助へ充当後なお遺留金品に残余がある場合について、生活保護法において、生活保護債権の優先的な取扱いを設けることは困難である。